

事務事業名	国民年金事務				担当	市民生活部 国保年金課 国民年金係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285 - 83 - 8593		
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
基本事業名						事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	国民年金法、国民年金法施行令						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和34 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	5. 国民年金事務費			☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	国民年金制度は、老齢、障害または死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。国民年金は、国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者（国籍は問わず）であって、厚生年金・共済組合などの被用者年金制度に加入していない一般の人のほか、被用者年金制度の加入者、およびその被扶養配偶者も国民年金の被保険者となる。 国民年金は老齢、障害または死亡について、すべての人に共通の基礎的な年金給付として「基礎年金」を支給する。厚生年金・共済組合など被用者年金制度に加入期間がある人には、基礎年金に上乗せして、それぞれの制度から加入期間分の「報酬比例の年金」が支給される。 国民年金の一連の業務運営は、国（厚生労働大臣）から日本年金機構に委任・委託されたが、加入届出などの窓口事務については、市町村が地方自治法の規定に基づき法定受託事務として行っている。								

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
27年度実績 ・国民年金の資格取得や喪失等の届出を受理し、審査・報告を行った。 ・国民年金保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の申請を受理し、審査・報告を行った。 ・老齢、障害、遺族基礎年金等の裁定請求（年金を受給する手続き）を受理し、審査・報告を行った。 ・年金事務所等からの調査依頼や照会についての回答・報告を行った。 。 28年度計画 27年度に同じ。		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 届出等の件数	件	14,398	14,240	16,020	14,429	14,685
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
国民年金の被保険者		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 被保険者数（4月1日現在）	人	18,862	18,327	17,601	16,937	16,260
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
国民年金に加入することにより、被保険者が老齢や障害または死亡を原因として、被保険者やその家族の生活の安定が損なわれることを防ぎ、生活の維持及び向上に役立てる。		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 受給者数（4月1日現在）	人	17,594	18,222	18,883	19,551	20,138
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
被保険者が抱く老齢や障害または死亡を原因とする生活の不安要因を軽減し、健康で元気に暮らしてもらう。		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 健康で元気に暮らしている市民の割合	%	-	80.2	81.0	83.5	84.0
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	1,322	590	1,368	709	1,531
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	0	0	0
			事業費計 (A)	千円	1,322	590	1,368	709	1,531
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	3,600	3,600	3,840	3,600	3,600	
		人件費計 (B)	千円	15,127	14,630	16,209	15,084	15,084	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	16,449	15,220	17,577	15,793	16,615	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	昭和35年10月、国民年金制度発足に伴い、国民年金法に基づく機関委任事務とされてきた。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	地方分権一括法の施行に伴い、平成14年4月に印紙検認事務が廃止され、市町村で行われてきた保険料収納が国による直接収納に変わるなどし、それまでは機関委任事務であった国民年金事務が法定受託事務へと大きく変更された。 平成19年度当初、年金記録不備問題が表面化し、社会保険庁は、年金加入記録確認のための「年金特別便」を全ての年金受給者と現役加入者に送付して、年金記録の確認作業が行われた。また、年金記録の正確性を高めていくため、平成21年度からは現役加入者に「ねんきん定期便」を送付し、国民年金や厚生年金の加入記録や納付状況等の情報を積極的に提供している。 平成22年1月、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け公的年金業務の運営業務を担う「日本年金機構」が設立され、同時に社会保険庁が廃止された。 平成23年2月から、自宅のパソコンで24時間いつでも自分の年金記録を確認できるインターネットサービス「ねんきんネット」が開始された。 平成26年4月から法律が改正され、国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請は、これまで過去1年前までだった期間が、申請時点から2年1カ月前までの期間について遡って申請できるようになった。そのため、平成26年度は届出の受理件数が大幅に増加した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	年金記録の不備が大きな社会問題となつてからは、市民も自分の年金記録についての関心が高まり、年金加入履歴や保険料納付状況、日本年金機構に関する問い合わせが増加した。

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 国民年金法に基づき実施しており、市の政策体系に結びついている。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 国民年金法で法定受託事務として定められている。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 国民年金法で規定される法定受託事務としての事務である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 届け出たものについては、適切に処理している。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 手続きが宇都宮東年金事務所へ一本化されるため、該当者が諸届や申請を行うのに不便をきたし、手続きが遅れたり未加入状態が続いてしまう恐れがある。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事務費で対応している。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の人件費で行っている。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 受益者負担はない。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							